

○八街市狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱

令和4年9月30日

八街市告示第196号

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生鳥獣による農作物被害への対応策として、野生鳥獣の捕獲の担い手である狩猟免許所持者を確保するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に規定するわな猟免許（以下「わな猟免許」という。）を新たに取得した者に対し、当該免許取得に要した費用について、予算の範囲内において八街市狩猟免許取得促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、八街市補助金等交付規則（昭和52年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請の日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 当該年度内にわな猟免許を新規に取得した者
- (3) 市及び八街市野生鳥獣被害防止対策協議会が行う鳥獣捕獲事業従事者として登録し、捕獲事業に従事しようとする者
- (4) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目

的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助対象期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、わな猟免許を取得した日の属する年度の3月15日までに八街市狩猟免許取得促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、申請書を提出する際に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 取得したわな猟免許の写し
- (2) 初心者狩猟講習会受講料及び狩猟免許試験手数料の領収書の写し
- (3) 八街市鳥獣捕獲従事者登録同意書兼確約書（別記様式第2号）
- (4) 第2条第2項の各号に掲げる者のいずれにも該当しない旨の誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは八街市狩猟免許取得促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、適当でないことを認

めたときは八街市狩猟免許取得促進事業補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び確定通知の特例)

第6条 規則第12条に規定する実績報告については、第4条に規定する交付申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

2 規則第14条に規定する額の確定については、前条に規定する交付決定をもって当該額の確定があったものとみなす。

(交付請求)

第7条 第5条の規定による交付決定を受けた者が補助金の交付請求をしようとするときは、交付決定の通知があった日の属する年度の3月31日までに、八街市狩猟免許取得促進事業補助金交付請求書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条第1項）

補助対象経費	補助金の額
<p>わな猟免許の新規取得に要した初心者狩猟講習会受講料。ただし、わな猟免許を新規に取得した年度における初回の受講料のみを対象とする。</p>	<p>補助対象経費とし、上限は10,000円とする。</p>
<p>わな猟免許の新規取得に要した狩猟免許試験手数料。ただし、わな猟免許を新規に取得した年度において、当該試験に合格した際の試験手数料のみを対象とする。</p>	<p>5,200円。ただし、試験の一部免除者については3,900円とする。</p>